



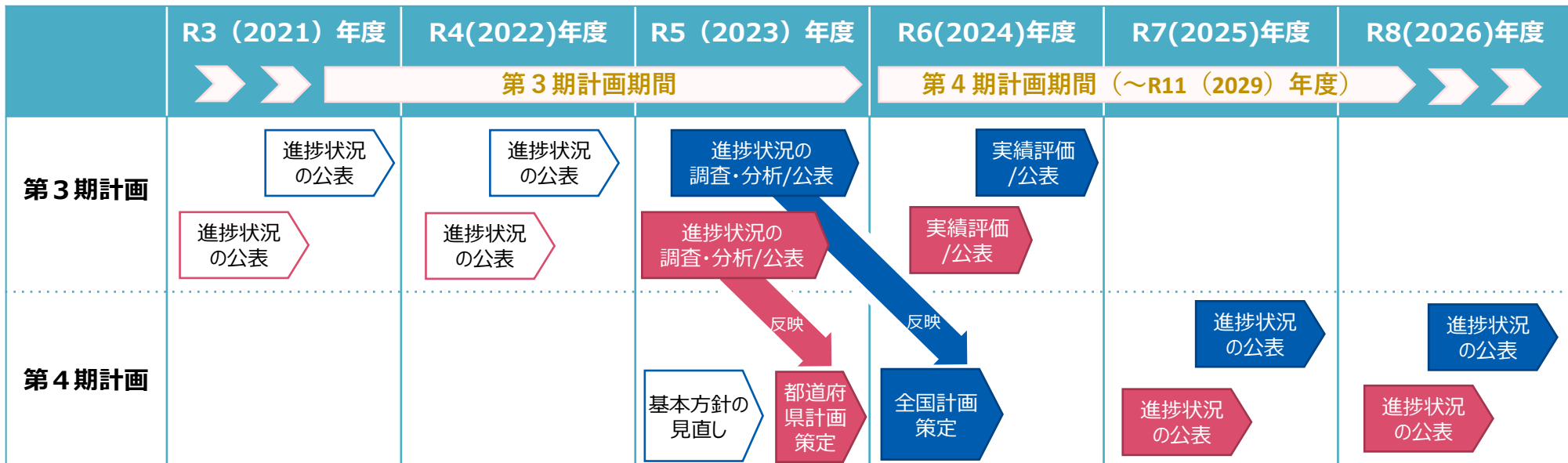
第3期医療費適正化計画に関する進捗状況の調査・分析結果 について

第3期医療費適正化計画の進捗状況の調査・分析について

- 医療費適正化計画については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、PDCA管理を行っている。
- 第3期医療費適正化計画については、今年度、進捗状況の調査・分析を行った上で、来年度に実績評価を行う。

(参考) 医療費適正化計画のPDCA管理の仕組み

- 進捗状況の公表
(法第11条第1項・第5項) …各年度の目標に関する数字の管理を想定。
規定が設けられたH27年度(第3期計画期間)以降、計画最終年度とその翌年度を除き、毎年実施。
- 進捗状況の調査・分析/公表
(法第11条第2項・第6項) …計画期間内における行動目標に関する数字の推移を管理し、その推移の要因を探ることを想定。
※PDCAサイクルを強化するために、計画期間終了前に暫定的な評価を行い、当該結果を次期計画に反映させる。
計画最終年度に実施。H27年度(第3期計画期間)に規定が設けられ、今年度初めて実施。
- 実績評価/公表
(法第12条) …②進捗状況の調査・分析に加え、当該調査・分析を踏まえて計画の総括を行うことを想定。
計画最終年度の翌年度に実施。第1期計画以降、每期実施。



参考：高齢者の医療の確保に関する法律

(計画の進捗状況の公表等)

第11条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）（次項の規定による結果の公表及び次条第一項の評価を行つた年度を除く。）ごとに、都道府県医療費適正化計画の進捗状況を公表するよう努めるものとする。

2 都道府県は、次期の都道府県医療費適正化計画の作成に資するため、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期間（以下この項及び第四項において「計画期間」という。）の終了の日の属する年度において、当該計画期間における当該都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。

3・4 (略)

5 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、年度（次項の規定による結果の公表及び次条第三項の評価を行つた年度を除く。）ごとに、全国医療費適正化計画の進捗状況を公表するものとする。

6 厚生労働大臣は、次期の全国医療費適正化計画の作成に資するため、厚生労働省令で定めるところにより、全国医療費適正化計画の期間（以下この項及び次項において「計画期間」という。）の終了の日の属する年度において、当該計画期間における当該全国医療費適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の結果を公表するものとする。

7 (略)

(計画の実績に関する評価)

第12条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、保険者協議会の意見を聴いて、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。

2 都道府県は、前項の評価を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。

3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、全国医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うとともに、前項の報告を踏まえ、関係都道府県の意見を聴いて、各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときは、その結果を公表するものとする。

第3期医療費適正化計画の 進捗状況の調査・分析

第3期医療費適正化計画（2018～2023年度）の目標と進捗状況（全国）

○第3期の目標と適正化効果額

目標		数値目標	適正化効果額
健康の保持の推進	特定健診・保健指導	特定健診70%、特定保健指導45% メタボ該当者等▲25%（2008年度比）	約200億円
	生活習慣病の重症化予防	—	約1,000億円 （地域差半減の場合）
	たばこ対策	—	—
	予防接種	—	—
	その他の予防・健康づくりの推進 （例：普及啓発、個人インセンティブ、健診・検診）	—	—
医療の効率的な提供	後発医薬品の使用割合	80%	約4,000億円
	重複投薬・多剤投与の適正化	—	約600億円 （半減の場合）
合計			約6,000億円

○第3期の進捗状況

目標	実績						数値目標	
	2008	2014	2018	2019	2020	2021	2023	※適正化効果なし
医療費の見込み	34.8兆円	40.8兆円 （推計の足下）	43.4兆円	44.4兆円	43.0兆円	45.0兆円	49.7兆円	50.2兆円
	外来	21.2兆円	24.7兆円	26.0兆円	26.7兆円	25.9兆円	27.4兆円	29.9兆円
	入院	13.6兆円	16.1兆円	17.3兆円	17.7兆円	17.1兆円	17.6兆円	-
健康の保持の推進	特定健診の実施率	38.9%	-	54.7%	55.6%	53.4%	56.5%	70%
	特定保健指導の実施率	7.7%	-	23.2%	23.2%	23.0%	24.6%	45%
	メタボ該当者等の減少率	基準年	-	▲13.7%	▲13.5%	▲10.9%	▲13.8%	▲25%
医療の効率的な提供	後発医薬品の使用割合	-	-	75.1%	77.9%	79.6%	79.6%	80%

第3期医療費適正化計画の進捗状況の調査・分析①

1. 国民の健康の保持の推進に関する目標の達成状況

特定健康診査（全国の進捗状況は別紙）

- ・ 特定健康診査の実施状況については令和3年度実績で、対象者53,801,976人に対し受診者は30,389,789人であり、実施率は56.5%となっている。
- ・ 都道府県別に見ると、山形県・東京都・富山県・宮城県・新潟県・長野県・山梨県・滋賀県・石川県では実施率が60%を超えている。一方、50%を下回る都道府県もあり、都道府県ごとに差が見られる。
- ・ 第3期計画期間においては、実績は全国的に増加傾向にある。
- ・ 特に実績が高い県に共通している取組としては、保険者協議会と連携し各保険者の特定健康診査従事者向け研修会や、啓発用ポスターによる普及啓発を行っていることが挙げられる。他方、それ以外の多くの都道府県で受診率が低い働き盛り世代の国保被保険者・被用者保険の被扶養者等への普及啓発の方法を課題としている。
- ・ 一部の県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の令和2年度に実施率が大きく減少していることに留意が必要である。

特定保健指導（全国の進捗状況は別紙）

- ・ 特定保健指導の実施状況については令和3年度実績で、対象者5,262,265人に対し終了者は1,294,289人であり、実施率は24.6%となっている。
- ・ 都道府県別に見ると、熊本県・徳島県・香川県では実施率が35%以上となっている一方、20%を下回る都道府県もあり、都道府県ごとに差が見られる。
- ・ 第3期計画期間においては、実績は概ね増加傾向にある。
- ・ 特に実績が高い県に共通している取組として保険者協議会との情報共有・連携や普及啓発に向けた積極的な取組が挙げられる。他方、それ以外の多くの都道府県で保険者・関係機関との連携や従事者の人材育成を課題としている。
- ・ 一部の県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の令和2年度に実施率が大きく減少していることに留意が必要である。

第3期医療費適正化計画の進捗状況の調査・分析①

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（全国の進捗状況は別紙）

- メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（2008年度比）については、令和3年度実績で、13.8%の減少となっている。
- 都道府県別に見ると、沖縄県・徳島県・長崎県・富山県では減少率が20%以上となっている一方、10%を下回る都道府県もあり、都道府県ごとに差が見られる。
- 第3期計画期間においては、実績は横ばいである。
- 特に実績が高い県に共通している取組として、生活習慣の改善・定着を目的とした、幅広い層に受け入れられるアプリや動画等の広報媒体の活用が挙げられる。他方、それ以外の多くの都道府県で効果的なICT活用や働き盛り世代への情報発信を課題としている。
- 一部の県では、新型コロナウイルス感染拡大期の令和2年度に減少率が悪化していることに留意が必要である。

たばこ対策

- 各都道府県においては、たばこ対策の取組として関係者と連携した受動喫煙防止対策の推進等啓発や禁煙指導を行っている。引き続き職場や家庭での望まない受動喫煙防止対策など一層の取組が必要との課題を認識している。

予防接種

- 各都道府県においては、予防接種に関する正しい知識の普及啓発や、接種体制の整備を行っている。また、ワクチンの種類や接種対象者の属性に応じたきめ細かな取組もなされている。

生活習慣病等の重症化予防の推進

- 各都道府県においては、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定や地域関係者との連携等により取組を推進している。一方で、医療機関間連携や多職種連携による重症化予防などの取組の一層の推進が必要との課題を認識している。

その他予防・健康づくりの推進

- 各都道府県において、がん検診受診率の向上に向けた普及啓発や受診勧奨等の事例研修会の開催、運動・食事習慣の改善に向けた情報発信やICT活用等の取組を行っているほか、一部都道府県では、こころの健康対策や飲酒対策などの取組もなされており、各都道府県において、多様な健康課題への一層の取組が必要との課題を認識している。

第3期医療費適正化計画の進捗状況の調査・分析②

2. 医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成状況

後発医薬品の使用促進（全国の進捗状況は別紙）

- 後発医薬品の使用割合を都道府県別に見ると、多くの都道府県で80%以上を達成している。
- 都道府県によって引用しているデータが異なるので一概に比較はできないことに留意が必要だが、使用割合が80%に達していない都道府県であっても、70%は超えており、全国的に使用促進が進んでいる。
- 第3期計画期間においては上昇傾向にある。
- 実績の高い都道府県では、後発医薬品の使用に関する関係者協議会の開催、様々な機会をとらえた後発医薬品の普及啓発に向けた情報発信やジェネリック医薬品工場の見学会などの取組がなされている。他方、その他の都道府県では、患者、医療関係者への正しい知識の普及など、後発医薬品の使用促進のための有効な取組の検討が課題と考えている。
- 後発医薬品を含む医薬品の供給状況の影響については留意が必要である。

医薬品の適正使用の推進

- 各都道府県においては、医薬品の適正使用に関する普及啓発やかかりつけ薬剤師・薬局の定着に関する取組を行っている。他方、多くの都道府県では服薬情報の一元的・継続的管理に課題を認識しており、電子処方箋の活用等を含めた一層の取組が必要と課題認識している。